

報 第 9 号

専決処分報告について

（職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例）

本市職員の育休等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和7年（2025年）5月21日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

専 第 8 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を下記の
とおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定
により専決処分する。

令和7年（2025年）3月28日

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例

新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）
の一部を次のように改正する。

第23条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する
同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月27日条例第3号）

改正後		改正前
(部分休業の承認) 第23条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が新潟県柏崎市臨時職員等に関する規則（平成13年規則第2号。以下「臨時職員等規則」という。）第21条の2第2項第1号の規定による年次有給休暇以外の休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該時間の承認を受ける勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。		(部分休業の承認) 第23条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が新潟県柏崎市臨時職員等に関する規則（平成13年規則第2号。以下「臨時職員等規則」という。）第21条の2第2項第1号の規定による年次有給休暇以外の休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。